

市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター管理運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

この実施要領は、本町が実施する「市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター管理運営業務」（以下「本業務」という。）に際し、民間事業者のノウハウを最大限活用し、管理運営業務を効率的に推進するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により募集及び選定することについて必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター管理運営業務

(2) 業務内容

市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター管理運営業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

13,420,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当部署

市川三郷町役場 いきいき健康課 健康増進係

〒409-3244 山梨県西八代郡市川三郷町岩間495

TEL：0556-32-2114 FAX：0556-32-2887

E-Mail：ikiiki@town.ichikawamisato.lg.jp

(6) 施設名称 六郷の里「ニードスポーツセンター」

(7) 所在地 山梨県西八代郡市川三郷町落居2330番地

(8) 構造・規模 構造 RC造

延床面積 1276.86㎡

(1F 550.57㎡、2F 548.82㎡、3F 177.50㎡)

(9) 完成年月日 平成17年7月10日

(10) 施設内容 1階 管理室・プレイルーム・談話スペース・男女更衣室・医務室・トイレ

2階 フィットネスルーム・キッズスタジオ・トイレ

3階 フリースタジオ・ミーティングルーム

3 管理運営の基準

(1) 施設の性格

ニードスポーツセンターは、健康増進、予防を推進するため、町民の社会体育・社会教育の普及振興及び健康増進をはかり、明るい生活の形成に寄与することを目的とした施設である。

施設の趣旨に則り管理運営業務委託を行い、委託業者の創意工夫により、施設利用者に対するサービスの向上と業務の効率化を図るとともに多様化する住民の要望に対応した、運営及び

維持管理が必要とされる施設である。

(2) 施設の利用

・主に次の条例に基づいた利用となる。

- ① 市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター設置及び管理に関する条例
- ② 市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター設置及び管理のに関する条例施行規則
- ③ その他 市川三郷町の例規によるもの

(3) 維持管理

運動指導及び受付・清掃等の一括管理運営業務を、業務委託者の責任において実施する。なお、維持管理についての消耗品・光熱水費・通信運搬費・修繕費については市川三郷町の負担とし、その他の経費（後述の責任分担以外）については、必要に応じて市川三郷町と協議するものとする。

(4) 施設利用料金の設定について

施設利用料金の額は、町の条例で定める額に設定する。

(5) 開館日、時間の設定

開館日、開館時間は、町の条例施行規則により町長が設定する。

(6) 委託業者の収入

委託業者による特別講師等による独自プログラム参加者の負担金は、業務委託者の収入とする。

(7) 再委託について

市川三郷町業務委託契約約款第7条により、受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

4 業務委託管理運営費用

委託期間中の業務委託料は、町と業務委託者の間で協議し締結する契約書に定める。

管理運営費は、業務委託料、委託業者による特別講師等による独自プログラム参加者の負担金によって生じる収入とする。ただし、支払時期及び方法は契約にて定める。

なお、市川三郷町の条例、規則に規定されている使用料の減免による料金は、町からの補てんはしない。

5 本プロポーザルの実施及び業務委託に係るスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

	項 目	期 間
1	実施要領等の公表、配布	令和7年2月20日（木）～3月3日（月）
2	質問書の受付期間	令和7年2月20日（木）～2月28日（金）正午まで
3	参加表明書の受付期間	令和7年2月20日（木）～3月3日（月）15時まで
4	参加資格確認結果通知	令和7年3月4日（火）
5	企画提案書の提出期間	令和7年3月5日（水）～3月13日（木）17時まで

6	事前審査（書面審査）	令和7年3月14日（金）～3月17日（月）
7	事前審査結果通知	令和7年3月17日（月）
8	プレゼンテーション審査	令和7年3月21日（金）13時30分から
9	プレゼンテーション審査結果通知	令和7年3月21日（金）
10	契約内容の調整、仕様書の確定	令和7年3月24日（月）～3月26日（水）
11	契約の締結	令和7年4月1日（火）

6 実施要領等の公開

本プロポーザルの実施要領等の公開は以下のとおりとする。

- (1) 公開開始 令和7年2月20日（木）
- (2) 公開方法 市川三郷町ホームページ（以下「町HP」という。）に掲載
- (3) 公開資料
 - ・市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター管理運営業務公募型プロポーザル実施要領
 - ・市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター管理運営業務プロポーザル選定スケジュール
 - ・市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター管理運営業務委託仕様書
 - ・市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター管理運営業務プロポーザル提案書評価基準
- (4) 関連情報 市川三郷町他計画、町勢要覧等は町HPで確認できます。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、以下のとおりとする。なお、受付期間以外に提出された場合又は指定の方法によらない場合もしくは明らかに参加資格を満たないと認められる場合は、質問には回答しない。

- (1) 提出書類 質問書（様式11）
- (2) 提出期限 令和7年2月28日（金）正午まで
- (3) 提出方法 質問書に、質問内容を簡潔かつ分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。件名は、「市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター管理運営業務委託に係る質問」とし、メール送信後、電話にて受信確認を行うこと。
(E-mail : ikiiki@town.ichikawamisato.lg.jp まで)
- (4) 質疑内容 企画提案書等の作成に係る質問に限る。評価及び審査に係る質問については受け付けない。
- (5) 回答方法 令和7年3月3日（月）までに、町HPにおいて回答を掲載する。

8 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類・方法 参加表明書（様式9）（押印必要）・会社概要（様式10）
※郵送または持参。
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和7年3月3日（月）15時までとする。
※期限までに届かなかった参加申込書は受け付けない。
- (4) 辞退手続き 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式12）を提出すること。

9 プロポーザルの内容

プロポーザルに応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次について提案すること。

(1) 施設運営管理について

ニードスポーツセンターにおける、運動指導、受付、清掃等業務を一括して管理運営する中で、住民への質の高いサービスの提供による効果的な管理運営を行うことができる提案を求める。

10 応募資格等

(1) 応募者に備えるべき資格要件等

- ・山梨県内に拠点を置くまたは、活動実績のある法人その他団体等（以下「法人等」という。）
- ・次のいずれかに該当する法人等は、応募者となることができない。
 - ①地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加の欠格者）に該当する者。
 - ②会社更生法、民事再生法等に基づき、更生または再生手続きをしている法人等
 - ③山梨県または県内の市町村から指名保留または指名停止措置を受けている法人等
 - ④国税及び地方税を滞納している法人等

(2) 応募の制限

- ・提案書は、1法人等につき1件とする。

11 応募書類

プロポーザルにおける提案書類は、次の(1)から(5)に記載するすべてを提出すること。
提出部数は、正本1部及び副本5部。ただし、(2)～(5)については、正本1部のみ提出。

(1) 提案書

- ・提案書鑑（様式-1）
- ・業務実施体制（様式-2）
- ・配置予定のトレーナーの経歴等（様式-3）
- ・配置予定のトレーナーの過去の同種または類似業務の実績（様式-4）
- ・業務の実施方針（様式-5）

- ・業務フロー（様式-6）
- ・特定テーマに対する提案書（様式-7）

- (2) 過去3年間の決算書（貸借対照表、損益計算書）
- (3) 申請時の財産目録
- (4) 国税、地方税等の滞納がない旨の証明書
- (5) 定款、印鑑証明、法人登記簿謄本、納税証明書、会社概要等

1 2 提案書作成および記載上の留意事項

(1) 提案書の作成方法

提案書の様式は、様式1～7とし、行高・文字サイズ等については適宜変更可能とする。

(2) 提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制 (様式-2)	・ 予定配置のトレーナー、担当者を記載する。
配置予定のトレーナーの経歴等 (様式-3)	・ 業務実施体制に記載されたトレーナーについて経歴等を記載する。 ・ 保有資格は、資格を証明するものの写しを添付する。
配置予定のトレーナーの過去の同種又は類似業務の実績 (様式-4)	・ トレーナーが過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・ 記載する業務は、トレーナーそれぞれ1件とし、A4版1枚に記載する。
業務の実施方針・業務フロー (様式-5・6)	・ 業務全体について、業務の実施方針、業務フロー、を簡潔に記載する。 ・ それぞれA4版1枚に記載する。
特定テーマに対する提案 (様式-7)	・ 特定テーマに対する取り組み方針を具体的に記載する。 特定テーマ1：「六郷の里ニードスポーツセンターの施設の現状に対する有効活用」 特定テーマ2：「六郷の里ニードスポーツセンターの利用者へのサービス向上に関する計画」 特定テーマ3：「六郷の里ニードスポーツセンターの管理運営業務委託経費に関する計画」 ・ テーマごとにA4版1枚に記載する。

(3) 参考見積書の提出

本業務に係る参考見積書（様式14）を提出すること。ただし、その取り扱いは積算の際の参考に用いる。評価の対象にはしない。

(4) 提案書の無効

提出書類について、募集要項に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(5) スケジュール等

①提出期間

令和7年3月5日（水）から 3月13日（木）

②提案書類の提出先

市川三郷町役場 いきいき健康課

〒409-3244 西八代郡市川三郷町岩間 495

- ・提案書類の提出は、持参または郵送とする。
- ・受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。
(持参の場合、土・日・祝祭日は、受け付けません。)
- ・郵送の場合は書留で、3月13日（木）午後5時必着。

1.3 事前審査（書類選考）

(1) 選定方法

プロポーザル参加者が4者以上の場合は、市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター管理運営業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター管理運営業務に係る公募型プロポーザル提案書評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、企画提案書等の内容を評価項目ごとに審査する。なお、事前審査合格者は上位3者とする。

プロポーザル参加者が3者以下の場合は、事前審査を省略し、プレゼンテーション審査において事前審査をあわせて実施する。

(2) 事前審査結果通知

結果通知日：令和7年3月17日（月）

※選定の評価内容は公開しないものとし、審査内容や結果に対する異議は受け付けない。

1.4 プレゼンテーション審査

(1) 選定方法

審査委員会が、評価基準に基づき、企画提案書等の内容及び提案者からプレゼンテーションを評価項目ごとに審査する。

なお、参加者が1者の場合については、審査において各委員の評価合計点の平均が50点以上（5割）であれば、本要領、仕様書を満たすものと判断し、その参加者を契約候補者として選定する。

①日 時 令和7年3月21日（金） 13時30分から

※時間等については、後日メールにて通知する。

※順番は企画提案書提出順とする。

②場 所 市川三郷町役場 本庁舎 2階 会議室1

③所要時間 準備5分、プレゼンテーション20分、質疑等10分、片付け5分 合計40分

④参加人数 3名以内（業務責任者、主担当者は必ず出席すること。）

⑤その他 ・プロジェクター及びスクリーンは町で用意し、パソコン等のその他の機器は提案者が持参すること。

(2) 審査結果

結果通知日：令和7年3月21日（金）

審査を受けた各事業者に対し、文書をもって審査結果を通知する。なお、審査経緯の公表は行わない。また、審査内容や結果に対する異議は受け付けない。

1.5 契約等手続等

(1) 提出書類及びプレゼンテーションの結果等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者と本業務の契約締結交渉を行う。

(2) 選定された提案書の記載事項は、原則として業務委託仕様として採用することを想定し、協議調整のうえ決定する。

(3) 契約候補者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1.6 その他

(1) 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類及び見積書についての返却は行わない。

(3) 本プロポーザルに関する提出書類等の作成、提出、プレゼンテーションその他に関する全ての費用は、参加者の負担とする。

1.7 委託業者と市川三郷町との責任分担

委託業者と市川三郷町との責任分担は、原則として次のとおり。

項目	委託業者	市川三郷町
施設（建物、構造物、機械装置等）の保守点検		●
施設の維持管理（花壇管理、グラウンドの除草、施設内外清掃等を含む）	●	
安全衛生管理	●	
未収金の回収	●	
事故、火災等による施設の損傷(事案による)	●	●
施設利用者の被災に対する責任（事案による）	●	●
町有施設の火災共済保険加入		●
包括的な管理責任		●

18 委託業者の責任履行に関する事項

委託業者の責任履行に関する事項は、次のとおり。

- (1) 委託業者は、利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設または施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市川三郷町に報告しなければならない。
- (2) 委託業者は、実態として事業継続が困難となった場合またはその恐れが生じた場合には、速やかに市川三郷町へ報告しなければならない。

19 その他

- ・応募に係る経費は、全て参加者の負担とする。
- ・応募書類に虚偽の記載があった場合には、失格とする。

20 問い合わせ先

市川三郷町役場 いきいき健康課 健康増進係

〒409-3244 山梨県西八代郡市川三郷町岩間495

TEL 0556-32-2114 FAX 0556-32-2887